

【別添2】国土交通省登録資格の概要

1. 制度導入の背景・目的

社会資本ストックの維持管理・更新を適切に実施するためには、点検・診断の質が重要であり、これらに携わる技術者の能力を評価し、活用することが求められます。

平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」においても、公共工事に関する調査及び設計の品質確保の観点から、資格等の評価のあり方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されているところです。

そこで、民間団体等が運営する一定水準の技術力等を有する資格について、国や地方公共団体の業務に活用できるよう、国土交通省が「国土交通省登録資格」として登録する制度を平成26年度に導入しました。

これまでに2回の公募を行い、全161資格が登録されていますが、今回新たに50資格を追加登録するものです。

国土交通省では、国土交通省登録資格の保有者について、総合評価落札方式において加点評価するなどの措置を通じて活用を進めています。

2. これまでの経緯等

- 平成26年 6月 ・ 公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）改正
 - 平成26年 8月 ・ 社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会より提言
「社会資本メンテナンスの確立に向けた緊急提言：民間資格の登録制度の創設について」
(<http://www.mlit.go.jp/common/001051826.pdf>)
 - 平成26年11月 ・ 「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」の告示
・ 技術者資格制度小委員会（委員長：日本大学 木下誠也教授）設置
計画・調査・設計分野の資格制度の検討に着手
 - 平成26年11月 ・ 公募開始（第1回）
 - 平成27年 1月 ・ 登録資格の公表（第1回） 50資格を登録
 - 平成27年10月 ・ 「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」改正
(<http://www.mlit.go.jp/common/001106474.pdf>)
※技術者資格制度小委員会の議論を踏まえ、「点検・診断等業務」の3施設分野、社会資本ストックを建設するための「計画・調査・設計業務」の18施設分野等を拡充。
 - 平成27年10月 ・ 公募開始（第2回）
 - 平成28年 2月 ・ 登録資格の公表（第2回） 111資格を追加登録（計161資格）
 - 平成28年11月 ・ 公募開始（第3回）
【申請期間】平成28年11月17日（木）～12月16日（金）
- （今回）
- 平成29年 2月24日
・ 登録資格の公表（第3回） 50資格を追加登録し計211資格に。

3. (参考)分野別登録資格数

総計 211資格

●維持管理分野(点検・診断等業務)※H27年度一部拡充

施設等名	登録資格数			
	H27.1	H28.2	H29.2 (今回)	計
橋梁(鋼橋)	16	13	13	42
橋梁(コンクリート橋)	17	12	13	42
トンネル	5	13	8	26
砂防設備	1	1	0	2
地すべり防止施設	2	0	0	2
急傾斜地崩壊防止施設	1	2	0	3
下水道管路施設 ※H27拡充	—	1	1	2
海岸堤防等	4	0	2	6
港湾施設	4	0	0	4
空港施設	0	1	0	1
公園(遊具)	0	4	0	4
土木機械設備 ※H27拡充	—	2	0	2
計	50	49	37	136

●新設分野(計画・調査・設計業務)※H27制定

施設等名	登録資格数		
	H28.2	H29.2 (今回)	計
道路	3	3	6
橋梁	3	1	4
トンネル	2	1	3
河川・ダム	2	1	3
砂防	2	0	2
地すべり対策	2	0	2
急傾斜地崩壊等対策	3	0	3
海岸	12	4	16
港湾	14	0	14
空港	1	0	1
下水道	1	0	1
都市計画及び地方計画	1	0	1
都市公園等	2	0	2
建設機械	1	0	1
土木機械設備	1	0	1
電気・通信・制御処置システム	1	0	1
地質・土質	9	3	12
建設環境	2	0	2
計	62	13	75